

埼玉県小児救急電話相談事業業務委託における企画提案競技募集要項

埼玉県小児救急電話相談事業業務委託に係る企画提案の募集については、この要項に定めるとおりとする。

1 目的

県民の急な病気やけがの際に、病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきか迷った際に、相談員（看護師）が電話で聴取した相談者の症状から緊急度を判定し、症状に応じた対応方法や医療機関受診の必要性について、アドバイスを行う「埼玉県小児救急電話相談」を実施している。

この企画提案競技では、当事業を実施するに当たり、高度な専門的知識やノウハウに基づく優れた提案を募集するものである。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

埼玉県小児救急電話相談事業業務委託

(2) 委託業務の内容

別添の仕様書のとおり。

(3) 履行期限

令和7年10月1日から令和10年9月30日まで

(4) 予算（案）

490,525,044円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 応募資格

次の（１）から（６）までのいずれかに該当する場合は、参加することができない。

- （１）地方自治法施行令第167条の4の規定により、埼玉県における一般競争入札等の参加を制限されている者
- （２）埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加停止措置を受けている者
- （３）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- （４）埼玉県から指名停止措置を受けている者
- （５）法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者
- （６）埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日施行）に基づく入札参加除外を受けている者

4 選定方法

公募型の企画提案方式とする。

(1) 委託候補者の選定

本委託業務を滞りなく完了するためには、受託者が高い業務遂行能力を有している必要がある。そのため、受託者の決定に当たっては、企画内容や事業経費の額のほか、事業者の経験や実績を含めて総合的に審査し、その内容が最も優れた提案を行った1者を選定する。

(2) プレゼンテーションの実施（予定）

プレゼンテーションは令和7年7月31日（木）に実施する。詳細については、企画提案書を提出した者に後日文書で連絡する。

(3) 出席者・プレゼンテーションの内容等

プレゼンテーションに出席できる人数は、各提案者2名以内とする。

プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分を限度とし、プレゼンテーション後、質疑を行う。

なお、プレゼンテーションは事前に提出した企画提案書を基に行うものとし、企画提案書に記載した内容と異なる新たな提案は行わないものとする。

(4) 審査項目

ア 業務を実施する上で十分な知識・組織体制を有していること。

イ 契約直後から業務を円滑に実施できるよう計画が策定されていること。

ウ 業務を効果的に実施するための具体的な提案であること。

エ 利用者からの意見に対して適切に対応ができること。

オ システム障害や自然災害等が発生した際でも被害を最小限に抑え、業務を継続して実施できること。

カ 他の自治体等で救急電話相談に関する事業実績があり、内容及び結果が良好であること。

(5) その他

説明会を行わず、本募集要項及び仕様書に基づき実施する。

5 質問の受付及び回答

企画提案の内容等に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期限

令和7年7月11日（金）から同年7月16日（水）午後5時まで

(2) 質問方法

質問内容を様式5に記載して電子メールで送付すること。

【メールアドレス】a3530-12@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答

質問に対する回答は、質問者の法人名・団体名を伏せた上で、7月18日（金）までに埼玉県ホームページ内の以下のページに掲載する。

URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0212/kense/tetsuzuki/nyusatsu/buppin/index.html>

6 企画提案参加申込書の提出

本企画提案に参加を希望する者は、あらかじめ、以下に基づき、参加申込書等を提出

すること

ア 提出書類

(ア) 企画提案競技参加申込書 (様式第 1 号)

(イ) 会社概要 (様式第 2 号)

イ 受付期限

令和 7 年 7 月 22 日 (火) 午後 5 時まで (必着)

ウ 提出方法

電子メール

※ 必ず到達確認の電話をすること。

(電話) 048-830-3559

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

企画提案を行うものは、次の内容を記載した企画提案書等を提出すること。

ア 企画提案書 (様式第 3 号)

イ 基本方針 (任意様式)

- ・ 本業務を実施する上での基本方針及び応募の動機

ウ 事業実施計画書 (別紙 1) (別添の仕様書に基づき作成すること。なお、別紙 1 の項目が盛り込まれていれば様式は縦・横含め、問わない。)

- ・ 救急電話相談の課題に対する考え方
- ・ 委託業務を効果的に実施するための提案
- ・ 事業の具体的なスケジュール案
- ・ 本業務を実施していく際の管理・実施体制

エ 業務実績調書 (様式 4 号)

- ・ 令和 2 年度～令和 6 年度に国や地方公共団体から受託した業務等に係る実績

オ 法人概要資料

- ・ 法人の登記事項証明書の写し (全部事項証明書。3 か月以内に取得したもの)
- ・ 決算書 (直近 1 年度分の貸借対照表及び損益計算書)
- ・ 組織図、パンフレット等 (任意様式)
- ・ 納税を証明する書類直近 1 年度分の法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書等。なお、県税の滞納がないことを納税状況等確認システムにより確認することについて、様式第 1 号により申込者が同意する場合は、原則として納税証明書の提出は不要とする)

カ 事業費等見積書 (様式任意)

- ・ 別添の仕様書に基づき作成したもの
- ・ 見積もった金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を消費税及び地方消費税として加算して記載すること。

(2) 提出部数

各書類 6 部。

なお、提出書類の用紙サイズは原則 A4 版とすること。ただし、図表やチャート

等、必要に応じてA3版も可能とする。

また、各資料については、PDFデータも下記メールアドレス宛に提出すること。

(3) 提出方法

郵送及び電子メールにより提出する。

(提出先は下記「1.1 問合せ先及び書類の提出先」のとおり)

(4) 提出期限

令和7年7月25日(金) 午後5時まで

(5) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例(平成12年埼玉県条例第77号)に基づき公文書開示請求がなされた場合、この限りではない。

イ 提出された書類は返却しない。

(6) その他

ア 企画提案書及び企画提案書のために作成した資料は、本県のご了解なく公表、使用することはできない。

イ 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。

ウ 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は提出者の負担とする。

エ 提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。

オ 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの、提出書類に不備があるものは無効とする。

8 スケジュール(予定)

日程	内容
令和7年7月11日(金) から 7月16日(水) 午後5時まで	質問事項の受付
令和7年7月22日(火) 午後5時まで	企画提案参加申込書の受付
令和7年7月25日(金) 午後5時まで	企画提案書の受付
令和7年7月31日(木)	選定審査(プレゼンテーション)
令和7年8月上旬	委託契約の締結

9 委託契約

業務委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするのではなく、採用された提案者の提案内容を踏まえて協議を行う。協議が整った際は、委託候補者から改めて見積書を徴取し、随意契約による委託契約を締結する。

10 その他留意事項

(1) 書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに文書で埼玉県保健医療部医療整備課課長に届け出ること。

(2) 業務委託契約に当たっては、埼玉県との契約実績等により契約保証金が必要になる場合がある。

11 問合せ先及び書類の提出先

埼玉県保健医療部医療整備課 地域医療対策担当

住所：〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話：048-830-3559

電子メール：a3530-12@pref.saitama.lg.jp